



民生委員・児童委員が改選されました

12月1日、3年の任期満了に伴い、全国一斉に民生委員・児童委員が改選されました。

本市では145人の委員が再任、87人の委員が新たに委嘱され、計232人（うち主任児童委員25人）が市内各地区で民生委員・児童委員として活動します。



▲花巻北地区的民生委員・児童委員

■民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員（非常勤）です。今回委嘱された委員の任期は12月1日～令和10年11月30日の3年間です。

また、民生委員・児童委員のうち、子どもや子育てに関する専門的な支援を担当する主任児童委員がいます。

■活動内容

民生委員・児童委員は、担当の地区で1人暮らしの高齢者や障がいのある人などの安否確認、見守りを行います。また、介護や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配事など、地域の皆さんのがんばりや困り事を聞き、情報の提供や、必要に応じて関係機関へのつなぎを行います。



■お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員は、法律で守秘義務が定められています。相談内容がほかの人に伝わることはありませんので、安心してご相談ください。

※お住まいの地区の民生委員・児童委員を知りたい場合は下記へお問い合わせください
か、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】 ▶新館地域福祉課(☎41-3572)▶各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



人権に関する悩みは 人権擁護委員へ相談を

人権擁護委員とは、法に基づいて市町村が推薦し法務大臣が委嘱する、民間のボランティアです。本市では15人の人権擁護委員が活動しています。



■活動内容

市民の皆さんからの人権に関する相談に応えています。また、小中学生などに思いやりの大切さを教える「人権教室」を開催したり、地域行事で啓発活動を行ったりするなど、積極的に人権啓発活動に取り組んでいます。

■相談できる内容

近所の人とのトラブルや離婚、家庭内暴力、職場でのセクシュアルハラスメント、学校でのいじめ、インターネットでの誹謗・中傷など、広く人権に関する相談ができます。

■相談窓口

盛岡地方法務局花巻支局に設置している人権相談所で相談ができます。また、市が月に1回開催している「市民生活相談会」でも相談ができます。

※12月の相談会については18ページをご覧ください。そのほかの相談会について、詳しくは市民生活総合相談センターへお問い合わせください
か、市ホームページをご覧ください



12月4日～10日は「人権週間」

12月10日は、国際連合で「世界人権宣言」が採択された日「人権デー」です。法務省および全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とした1週間を「人権週間」と設定しています。この期間は、全国で人権啓発活動を強化して行っています。

【問い合わせ】 ▶新館市民生活総合相談センター(☎41-3550)▶盛岡地方法務局花巻支局(不動町1-1-1 ☎24-8311)

アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集

本市にある企業を実際に見て、働く現場の魅力を体感できるバスツアーです。冬休みに、将来の選択肢を広げてみませんか。



持ち物	中履き、メモ帳やペンなどの筆記用具、弁当または昼食代500円
参加費	無料
定員	各コース25人（先着順）
対象	県内の高校1・2年生
時間	午前9時～午後4時20分
期日	12月24日(水)・25日(木)

問い合わせ	(☎41-3536)	申込方法	本館商工労政課	服装	自由
申込期限	12月17日(水)	問い合わせ	問い合わせ	申込方法	申込方法



高校生対象 はなまき企業見学バスツアー 開催



住民票や証明書、お知らせ文書などに使う文字が全国で統一されます 1月から「行政事務標準文字」を導入します

1月から、住民票の写しや各種証明書などで使用されていた文字が、国の統一文字規格である「行政事務標準文字」に変わります。

これまで、自治体ごとに使用する文字規格が異なっていたため、効率的な行政サービスや大規模災害発生時の迅速な対応などの妨げになってきました。今回、行政事務標準文字を全自治体で導入することでこの状況を解消します。

行政事務標準文字の導入により、住民票の写しや各種証明書、市からのお知らせ文書などに書かれている名前や住所の文字の形(見た目)が、一部これまでと変わる場合があります。

※戸籍では従来の文字を使い続けます

■これまで通りの文字も使えます

今回の導入は、市民の皆さんに行政事務標準文字と同じ文字の使用をお願いするものではありません。市に書類を提出する際は、従来の文字を使いいただけます。

■行政事務標準文字になると、どう変わらるのか

部首の大きさ、曲げ跳ね、漢字の一部の長さなどが変わる場合があります。字形(見た目)が変わっても、漢字の骨組み(字体)は変りません。

字形(見た目)が変わる例

- 文字構成要素の大きさの違い
 - 文字構成要素内の画の長さの違い
 - 文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い
 - 文字構成要素内の画と画の接觸、非接觸の違い
- | | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |

※詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください



【問い合わせ】 本館市民登録課 (☎41-3547)